# 社会福祉と「誠意」(V)

一社会福祉政策の視点から地域の支え合いに焦点をおいて 一

# 倉 田 康 路

Social Welfare and "seii" (V)

— Focusing on Mutual Support in a Regional Community, from a Viewpoint on Social Welfare Policy —

## Yasumichi Kurata

#### I. はじめに

本稿を含めて5報にわたり取りあげてきた研究テーマ「社会福祉と誠意」は、次のような問題意識から設定される。社会福祉実践は、直接的あるいは間接的に人と人とのかかわりのなかで展開される。そのかかわりにおいては援助の対象となる人たちの価値観やものの考え方、感じ方を理解することが大切である。人の価値観やものの考え方、感じ方は生まれ育った環境や長い歴史を通して培われてきた文化などが影響しよう。日本人には日本人特有の価値観やものの考え方、感じ方があるものと思われる。本研究では、その日本人特有の観念の一つともいわれている「誠意」に着目する。誠意は古代より現代にわたり形成され、他者に対して、また、自己に対して標榜され、意識化された観念であり、人と人とのかかわりのなかで展開される社会福祉実践においても作用し、機能するものと考えられる。

既にこれまでに第1報では、その端緒として誠意そのものに焦点化し、誠意とは何か、その含意を検討し、3つの性格的要素から構成される一般的概念を導きだした<sup>1)</sup>。続く第2報では、導きだされた誠意の一般的概念を社会福祉の領域に援用し、社会福祉実践の価値規範として位置づけ、構造化を試みた<sup>2)</sup>。さらに第3報では、福祉経営の側面から社会福祉の経営組織における誠意とは

何かついて検討を試みた<sup>3)</sup>。そして第4報では、福祉援助の場面において社会福祉のニーズを有する人たちにむけて表わされる誠意とは何かについて模索した<sup>4)</sup>。

本稿においてはこれまでに得られた示唆を踏まえ、社会福祉のマクロレベルにある社会福祉政策の視点から、こんにち地域福祉型社会福祉への転換にむけて取り組みが期待される住民主体による地域の支え合いに焦点化し、同場面にむけられる誠意とは何かについて検討する。

論の展開として、まず、近年に展開される社会福祉政策として地域包括ケアと地域共生社会を取りあげ、地域福祉型社会福祉への転換が図られるなかで住民が主体となる地域支え合いの位置づけについて確認する。次に、その住民主体の地域の支え合いという取り組みをどのように意味づけることができるのか、人と人との関係性から形成されるいくつかの概念にあてはめて検討する。そのうえで、人と人とが「つながる」価値観念として公共的相互性、そして、人と人とが「かかわる」ことに通じる価値観念として誠意の概念を当てはめ、その含意ついて検討する。住民相互による地域での支え合において人と人とがかかわる場面で誠意はどのように表出されるのかについて論じる。

# Ⅱ. 地域福祉型社会福祉と地域での支え合い

#### 1. 地域福祉型社会福祉への転換

わが国の社会福祉は社会福祉基礎構造改革(1997年)以降、国民全体を対象として利用者主体のあり方を求めた制度改革がすすめられるようになっている。それは「社会福祉の利用者を含め、市民社会を構成する市民を、社会福祉の利用する立場から、利用すべき社会福祉を計画し、策定し、運営管理に参加する市民の立場に転換することによって実現される」(古川 2018)<sup>5)</sup> こととなろう。市民の参加と創造による社会福祉は、その市民が日常の生活を営む地域社会で形成されることによって機能する。中央集権型の社会福祉から地域主権型の社会福祉、そして、市民、社会福祉事業者や活動者の参加のもとに創造される地域福祉型社会福祉への転換がいまに新たな展開をもたらしている。

社会福祉関係法の基盤となる社会福祉法では「福祉サービスの利用者の利

益の保護及び地域における社会福祉の推進」(第1条)を踏まえて、同法改正 (2017年)により「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない」(第4条)とされる地域福祉の推進が明確に定められることとなった。

地域において、とりわけ日々の生活を営む身近な範囲として設定される日常生活圏域において、住まい、生活支援、介護、医療、予防の各分野を包括し、支援していくシステムとして導入されているのが地域包括ケアである。各市町村におおよそ30分で駆けつけられる圏域としての日常生活圏域を設定し、見守り、配食、買い物など多様な生活支援サービスを確保し、予防を推進するとともに医療と連携し、介護サービスなどを充実させていこうとするものである。さらに地域包括ケアを構築し、深化させていくなかで、めざされるのが地域共生社会の実現にむけての取り組みである。2016年に「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(厚生労働省・新たな福祉サービスのシステム等の在り方検討プロジェクトチーム)により、高齢者、障害者、児童などの対象者にかかわらず、包括的・総合的に支援する仕組みを構築するという方向性が示されるとともに、同年「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が厚生労働省に設置され、地域共生社会の実現に向けての取り組みがすすめられるようになっている。

めざされる地域共生社会とは「制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」(「『地域共生社会』の実現にむけて(当面の改革工程)」厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部、2017年)とされ、①地域課題の解決力の強化、②地域を基盤とする包括的支援の強化、③地域丸ごとのつながりの強化、④専門人材の機能強化・最大活用がその骨格としてあげられている。地域共生社会の実

現は、これからのわが国の社会福祉施策を展開していく基本的コンセプトとも いえよう。

#### 2. 地域社会における支え合いの性格

地域包括ケアシステムの構築や地域共生社会の実現は、地域住民の主体性に基づく地域づくりをもって展開されることが期待されている。社会福祉法において先にあげた同法第1条および第4条に規定される地域福祉の推進にあたっては「福祉サービスを必要とする地域住民およびその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会から孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関との連携によりその解決を図るよう特に留意するものとする」(同法4条2項)として地域住民に対する地域生活課題の把握と解決のための取り組みが促されている。

このような社会福祉法の規定などから、これまでとは異なる地域住民の立場の変化を指摘することができる。それは社会福祉を利用する立場としての住民から、社会福祉を創造する立場としての住民へとその立場を変え、求められる役割を担うことが期待されるものである。このことについて菊池(2019)は、住民に責務や負荷を課すことを通じて政策目的を達成する手法には慎重である必要があることを前置きしたうえで、「行政が給付をおこない、住民が支給を受けるという一方的な関係ではなく、地域住民の主体的な活動を見すえた行政による支援という、住民と行政との新たな関係性をみて取ることができる」。とする。もとより、その「住民と行政との新たな関係」が、行政にとって国や自治体の引き受けるべき役割と責任を解除しようとするものであってはならないことはいうまでもない。

社会福祉を創造する立場として地域住民の主体性に基づく地域づくりに期待されるものが、人と人とのつながりによる住民相互による地域の支え合いである。地域共生社会の実現のなかでは「人と人との繋がりや支え合いにおいては、

支援の必要な人を含め誰しもが役割を持ち、それぞれが、日々の生活における 安心感と生きがいを得ることができる。このような人と人とのつながりの再構 築が求められている」<sup>(7)</sup> と述べられている。ここに求められている「人と人と のつながり」とは、どのようなつながりをいうのだろうか。それは、かつての わが国において人々の暮らしが支えられてきた血縁や地縁による家族同士の助 け合いや地域の相互扶助によるつながりをいうのだろうか。

古川(2017)は、社会関係が希薄化し、生活の孤立化がすすむなかでこんにちに期待が高まる地域の相互扶助について「親族集団や地域共同体を基盤として慣習的に形成された農村型社会の相互扶助の再現を期待することは現実的ではない。今日求められているのは、主体的、任意的、そして選択的な社会関係を基盤とする都市型社会において、人為的、意識的になされる相互扶助である<sup>[8]</sup>とする。

# Ⅲ. 人と人との関係性により支え合うことの意味づけ

社会福祉政策として展開する地域包括ケアや地域共生社会でめざされる地域 住民による支え合いをどのように意味づければよいのだろうか。社会福祉学的 視点とともに他の関連領域を含めて検討してみたい。

## 1. ソーシャルサポートとしての支え合い

われわれが地域社会での生活を営むにおいて生涯を通してさまざまな困難に 遭遇した時に専門職による専門的な援助(フォーマルサポート)が行われる場 合もあれば、家族、友人・知人、隣人など専門職ではない人たちからの援助(イ ンフォーマルサポート)が行われる場合もある。日常生活の場面での援助は後 者によるものが一般的であるともいえよう。地域住民同士による支え合いは、 これまでに血縁や地縁による相互扶助、宗教的動機づけによってなされる慈善 や人道主義的博愛主義、そして社会事業と称して法律を定めて取り組んできた 歴史を経て、こんにちでは行政や社会福祉法人などによるサービス、特定非営 利活動法人や民間企業によるサービスによっても供給されるようになっている (上野谷 2015)<sup>9)</sup>。

インフォーマルサポートはフォーマルサポートとともに住民の健康で安定的

な地域生活を成立させる重要な要素であり、上野谷(2105)は「その人固有の個性的な生活を大切にするためには、専門職ではない支援者によって提供される援助のほうが有効なときもある。このような専門職でない支援者によって提供される援助を再評価し、専門職による援助と組み合わせて社会福援助システムとして期待しようとする動きがみられるようになってきた。地域に根ざした当事者主体の支援方法への転換である」<sup>10)</sup>とする。地域包括ケアシステムにあげられる「生活支援」(老人クラブや自治会、ボランティアなどによる日常生活的援助)や、地域共生社会がめざす「地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」<sup>11)</sup>は上野谷が指摘する当事者主体の支援方法を政策的に具現化するものともいえよう。

インフォーマルサポートともにフォーマルサポートを含めて「社会的関係のなかでやりとりされる支援」をソーシャルサポート(Social support 社会的支援)という概念で言い表すことができる(厚生労働省)<sup>12)</sup>。ソーシャルサポートとは、「対人関係から得られる手段的・表出的な支援」(稲葉 2013)<sup>13)</sup> のことをさし、社会福祉学、社会学、心理学、医学など幅広い分野からアプローチされ、情緒的サポート(共感、安心、愛着、尊敬の提供)、道具的サポート(日常生活的な援助)情報的サポート(問題解決の手助けと助言)、評価的サポート(自己評価に関連するフィードバック)など同概念がもたらすさまざまな機能が報告されている(Antonucci, Lansford, & Ajrouch. 2007)<sup>14)</sup>。

これらのソーシャルサポートにあげられる機能のなかでも特に情緒的サポートは同概念の本質を表すものとされ(原田 2019)<sup>15)</sup>、フォーマルサポートでは提供が困難な、人と人との相互作用および関係によりもたらされる情緒的支援を可能とする。ソーシャルサポートは人間関係によって築かれた支援システムであるといえ、社会生活を営む個々人が構築している人間関係そのものがソーシャルサポートであるともされる(太田 2005)<sup>16)</sup>。そしてそれは、援助の対象となる個人との関係の親密さによって、個人的な悩みを吐き出せる人々、自分を助ける義務のある人々、人を助けることを生業とする人々といった距離感で

多層的に構築されることとなる (太田 2005)<sup>17)</sup>。

他方でソーシャルサポートは、インフォーマルサポートを含むだけにバラバラに提供される傾向にあり、支援の全体性や継続性、主体性を担保するためにネットワークシステムを作動させる必要がある(上野谷 2015)<sup>18)</sup>。このことに機能するのがソーシャルサポートネットワークである。

#### 2. ソーシャルキャピタルとしての支え合い

ソーシャルキャピタル(社会関係資本)は、人々の良好な人間関係を社会資本として位置づけ、社会的にさまざまな効果をもたらすものとされる概念である。資本とは、事業や活動するうえでのもととなるものであり、社会資本とは、国民経済発展の基盤となる資本として国や公共機関が整備するものとされる<sup>19)</sup>。社会資本は、狭義には道路、港湾、橋梁など社会生活の基盤を形成する社会的インフラストラクチャー、広義には学校、病院、福祉施設などの公共施設など公共性の高い施設を意味するとされる<sup>20)</sup>。社会関係資本は物質的構造物ではないが、それらの社会的インフラストラクチャーを機能・維持させる「社会の力」として、また、公共施設に限らず、地域社会(コミュニティ)を形成することに作用するものとして人間関係に着目する(佐藤 2002)<sup>21)</sup>。

ソーシャルキャピタル論としては大きく、①社会的な共有財として、それが社会の成員全員に何らかのプラスの機能を果たしていくという立場と、②個人の持つ社会関係として、それが個人に何らかの便益をもたらしているという立場の2つに分かれるとされるが(筒井 2007)<sup>22)</sup>、多くの文献で適用される定義としては前者に該当する論者のPutnam(1993)による「協調的な行動を促進させることによって社会の効率性を高め得る、信頼、規範、ネットワークといった社会組織である」<sup>23)</sup> があげられ、経済をはじめ、政治、経営、組織、そして社会福祉などさまざまな領域に同概念の利用を可能にしたものとされている。関係性や人々を包摂するという点から社会福祉の理念にあげられる社会的包摂(ソーシャルインクルージョン)とも結びつけられ、地域共生社会にあげられる共生と密接な関係にあるものともいわれている(三重野 2010)<sup>24)</sup>。ただし、共生が人々の関係性、社会状態、それへのプロセス、生活様式であるの対

して、ソーシャルキャピタルにはあくまでも資本としての特色があり、共生的関係が資本として機能し、価値をもつとソーシャルキャピタルへとつながるものとなる(三重野 2010)  $^{25)}$ 。

ソーシャルキャピタル論においては Putnam が指摘するソーシャルキャピタルを構成する要素としてあげられる「信頼(trust)」「互酬性の規範(norms of reciprocity)」「市民参加のネットワーク(network of civic engagement)」の視点があり、これらのものが社会構成員にポジティブな影響を与えるということになる。信頼、互酬性、ネットワークは、いずれも先にあげたソーシャルサポートの形成に作用する重要な要素でもあり、共通した視点であるといえよう。ソーシャルサポートが、人々や、その人々が生活を営む社会を「支える」ことそれ自体に焦点化された概念であるのに対し、ソーシャルキャピタルは、支えることの基盤となって有効に作用する良好な人間関係に価値を与え、資本として機能するものである。

良好な人間関係をもって価値づけられソーシャルキャピタルが、資本として位置づけられ、定義づけられることに対する違和感や批判も指摘されている。それはソーシャルキャピタルを構成する人々の社会的ネットワークは経済的な結果などをはじめから期待して形成されるものではないこと、また、人間同士の関係を資本で表すことで、それが画一的で定量的に比較されてしまうことになどに対する批判である(Arrow<sup>26)</sup>、Solow<sup>27)</sup>)。さらには、ネットワーク外の他者を排除したり、ネットワークの内部と外部の葛藤をもたらしたり、個人の自由を限定したり、低レベルの規範を定着したり、一般化したりするなどの問題も指摘されている(Portes, and Landolt 1996)<sup>28)</sup>。

## 3. 関係財としての支え合い

関係財は、人と人との関係、ネットワーク、主体間の相互作用を有益なものとしてみなし、無形の財として捉える概念である。財産、宝となって人間の欲求を満たすものとなる「財」には、お金や物のように有形なるものばかりではなく、教育、医療、福祉などサービスとして獲得される無形なる財も存在する。財は、物質的な効用をもたすだけのものではなく、精神的に効用をもたらすも

のともいえる。人間関係は人に特別なる効用をもたらし、ひとつの財として捉 えることができる。それが関係財である。

関係財は経済学の領域で提唱され、「社会的相互作用を通じて生産される、感情的およびコニュニカティブな性質をもつ特有の無形のアウトプット」(Gui 2000)<sup>29)</sup>、「ある人と任意ではない他者がとった適切な共同行為の後に、相互の承認によって所有されるだけの財」(Uhlaner 1989)<sup>30)</sup> などと定義されている。同定義を踏まえて友野(2013)<sup>31)</sup> は関係財の特徴として次の6つのキーワードをあげている。①アイデンティティ:当事者のアイデンティティは関係財の基本的構成要素である、②互酬性:関係財は関係性によって創られるため、相互のやり取りという意味での互酬性をもつ、③同時性:関係財の生産と消費は同時に行われ、通常の財のように生産と消費の時間的分離はあり得ない、④動機:関係財の生産・消費の当事者の動機は関係財の質に関わる。道具的ではない純粋な動機によってつくられた関係財ほど質は高い、⑤創発性:関係財はしばしば意図的に生産されるのではなく、出会いによって創発される、⑥財:関係財は財ではあるが商品ではない。市場で取引されるものではないため価格はつかず、市場価値はない。

Gui (2000)<sup>32)</sup> は関係財と福祉サービスの供給を関連づけ、サービスを生産する者(サービス提供者)と消費する者(サービス利用者)との相互作用(関係)が同時に産み出されることによって成立する福祉サービスの供給は、それ自体と関係財を同時に産出する活動とみなすことができるとする。このことから福祉サービスなど関係的サービスの価値は、生産者と消費者がともにその生産ー消費関係にコミットメントすることではじめて、その関係の内部で生じるものとされる(鈴木 2019)<sup>33)</sup>。

福祉専門職者が提供するフォーマルサポートとしての福祉サービスとともに 住民相互に支え合うインフォーマルサポートも、支える住民が生産者としての 存在として、また、支えられる住民が消費者としての存在として、両者の相互 作用(関係)によって関係財を産出する活動として捉えることができよう。先 の特徴にもあげられているとおり、関係財の生産・消費の当事者間の動機は関 係財の質に作用し、無償性であることはその質を高めるものとして指摘される (友野 2013)<sup>34)</sup>。住民相互の支え合いは営利性のない無償の活動であり、同活動によってもたらされる関係財の質を高いレベルで確保することもできよう。 友野 (2013)<sup>35)</sup> は関係財が何らかの目的を達成するための手段としての道具的な意味合いの薄いものであることを指摘したうえで、ケアの場面やコミュニティ形成にむけて意義づけられる概念であると主張する。

関係財もソーシャルキャピタルに同じく人と人との関係性を財として捉え、人に効用をもたらすものとして価値づける概念といえるが、その相対的な相違性は、友野が指摘するように関係財の価値は関係性を持つことそのものにあり、そのことが目的であるのに対して、社会関係資本は利益に結びつく投資を通じて生成される資本として、それは手段として関係性を捉えるところにあるのではないだろうか。また、関係財の関係性が個別的・対面的な関係を射程として(鈴木 2010)<sup>36)</sup>、人間の内面的価値や認知的特性を考慮した概念であるのに対して、ソーシャルキャピタルは個別的関係というよりは集合的な一般社会的関係を射程として地域社会にアプローチする概念であるものともいえよう。

人と人との関係性によって支え合うということに結びつけられる概念として、ソーシャルサポート、ソーシャルキャピタル、関係財の3つをあげて概観したが、地域住民による支え合いは、その地域住民の支え合いそのものを含む概念としてあてはめることができるソーシャルサポートとともに、人に効用をもたらすものとして価値づけられる資源として捉えられることからソーシャルキャピタルや関係財としての意味をもつことになる(図1「関係性による支え合いにつながる概念」)。人間関係から得られる人に効用をもたらすものの一つとして手段的・表出的な支援としての支え合いがあることから、ソーシャルサポートはソーシャルキャピタルと関係財をより支援に焦点化して生成された概念としても捉えられる。

ソーシャルキャピタルと関係財においては、人に効用をもたらすものとなる 人と人との良好な関係性を社会的資本となる社会の活性化につなげる手段とし て位置づけるか (ソーシャルキャピタル)、その関係性そのものに価値を見出 し、位置づけるか (関係財) による相違があるなかで、いずれの概念とも人と 人とがつながりをもって形成される良好なる関係性が支え合うという関係性に

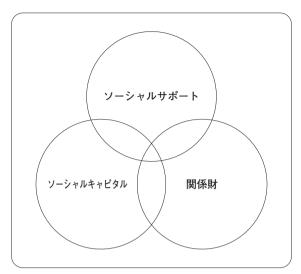


図1 関係性による支え合いにつながる概念

発展する可能性をもち、支え合うという効用をもたらす関係性が築かれたレベルで、その財としての価値は高く評価されることとなるはずである。

# Ⅳ. 支え合うために「つながる」ための価値

支え合うためには人と人との「つながり」が必要となる。つながることは離れているものが結びつくことであり、関係性をもつことである。住民同士で支え合うためのつながりとはどのようなつながりをいうのだろうか。つながるためには、しかも、そのつながりを継続するためには、つながる人同士に共通した価値となるものが必要となろう。地域社会という公共の場において不特定の人びとの間につながる価値を想定した場合、そこには一定に合意されたものが求められることなる。

地域共生社会において人と人とをつなげる価値とは何だろうか。それは、同政策(「『地域共生社会』の実現にむけて(当面の改革工程)」厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部、2017年)でまとめられている内容に基づけば、住民を、支える存在としての支え手や、支えられる存在としての受

け手に分けるのではなく、どちらにも存在する人として、他人事としてではなく我が事として捉え、人と人とが相互につながり、支え合っていく社会を育んでいこうとする価値といえるだろう。それではなぜ、他人事を我が事として捉え、人と人とがつながり、支え合っていかなければならないのか。それは、地域づくりは他人事ではなく、その地域に住んでいる人たち一人ひとりのことであり、その地域に住んでいる人を支えていくことも地域づくりとして位置づけられるからである。もっといえば、同じ地域に住み、生活を営む関係から、その地域に存在する人に支えが必要であれば、そのことを他人事として捉えるのではなく、我が事として捉え、支え合っていくことが大切であると考えられるからである。

同じ地域に住む者同士の関係であるから支える。そして、同じ地域に住むことにより利益を共有している関係であるから支える。このような同じ地域に住む者同士、そして同じ地域に住むことから利益を共有する者同士ということから生じる感覚としてあげられるのが相互性であろう。地域共生社会でめざされる地域住民相互の支え合いにおいて人と人をつなげる価値として相互性の概念をあてはめることができるのではないだろうか。

「相互」とは、互いに働きかけがあることを意味し、「相互性」とは、相互に関係があり、すなわち、お互いに働きかけがある関係において相互に作用がある状態にあることをいう<sup>37)</sup>。それは、特には相互に他を補うような関係とされる。人と人とがつながり、お互いが補いあえる関係としての相互性は、地域の住民同士が支え合う関係性に通じる価値として感覚的に馴染みやすい性格をもつものと考えられる。なぜなら、そこに強く迫られるものはなく、適度な距離感をもってつながることができるという緩やかな関係性を期待することができるからである。

後藤(2006)は相互性の概念を公共的な場面にあてはめ「公共的相互性」として「一定のルールを媒介として、広く不特定の人びととの間に成立する緩やかな対応性(その対応は、必ずしも二者間で双方向的である、あるいは、複数の個人間で円環的に閉じられたものである必要はない)」<sup>38)</sup> と定義する。ここにあげられる一定のルールとは、公的扶助の制度を例にあげ「働いて提供でき

るなら、そうしなさい。困窮しているなら、受給しなさい」、すなわち、余裕があり、可能であるのなら自らが持ち合わせる資源を他者に提供し、必要とする状況にあるのであれば、他者から提供される資源を受給しなさいとする関係性を意味する。このようなルールは「資源の提供という『貢献』と資源を受給するという『報酬』、ならびに、資源を受給するという『目的』と資源の提供によるその『実現可能性』の確保、さらには、資源の受給という『権利』と資源を提供するという『義務』とが一人ひとりの個人のなかではなく、社会のなかで広く緩やかに対応することを要請する」(後藤 2017)390 とされる。資源を供給する義務とは、法的に規定され拘束されたうえでの義務ではなく、人としての道徳的規範としての倫理的性格をもった義務(倫理的義務)を意味する。

さらに後藤(2015)<sup>40)</sup> は「観点としてのリスク」として、いかなる個人も偶然的事象が発生するリスクを完全に否定できない点で互いに対称的な存在であること、そして、人は誰しも制度として確立された権利を必要としないほど強く安定した存在ではないことなどをあげて公共的な仕組みの必要性を指摘し、そのような仕組みが、いかなる個人においても、まったく他人事とは言い切れない、わずかなりとも我が事であることを示唆する。そして、このような観点としてのリスクは公共的相互性の概念を支持する一定の根拠を与えるものとする。

地域において住民同士で支え合うための相互のつながりについて後藤が指摘する「観点としてのリスク」を踏まえながら公共的相互性をあてはめて考えてみると、すべての人びとが同じ人間として同じようなリスクを抱え、弱さを持ちながら生きている存在として、しかも、同じ地域に住み、同じ社会的資源を活用しながら利益を共有する関係にあるなかで、そこに存在する生活上に困っている状態にいる人を、可能である人が困らないように自らがもつ人的資源を提供する。そこには、困っている人が資源を受給することによって困らないようにするという目的を、困っていない人が資源を提供することによって実行可能とする関係性が生じることになる。それが地域住民同士で支え合う「つながり」の関係性を築いていく価値としての相互性、公共的相互性といえよう。後藤(2017)410 は、同じリスクを抱え、同じ利益を共有する関係においてはお互

いに対称的な存在にあることから、公共的相互性を「お互いさま」とも表現している。

住民の支え合いとしての機能をもって概念化される先にあげたソーシャルサポートとしてのインフォーマルサポートは、支える担い手としての住民と、支えられる受け手としての住民が入れ替わる特性をもち、「受け手と担い手が同時期に交互に入れ替わるという場合に加え、長期的には担い手に回っていた人がやがてサポートを受ける側に回るという役割の転換を含むことを意味する」(岩間 2012)<sup>42)</sup>。すなわち、ソーシャルサポート(インフォーマルサポート)は他人事としてではなく、我が事としての「お互いさま」の気持ちから、支える住民と支えられる住民との公共的相互性をもって形成されるものといえよう。

# Ⅴ. 地域での支え合いにむけられる「誠意」

# 1. 「つながる」ために「かかわる」ことに通じる「誠意」

「つながり」は「かかわる」ことをもって形成される。「お互いさま」という 公共的相互性の価値によってつながる関係性を形成するには、どのようにかか わることが求められるのだろうか。かかわりにも、かかわる者の、かかわりに むけた価値が作用し、その価値がかかわり方に表出されることとなろう。広く 一般に認知され、好意的に受け入れられている価値規範としての「誠意」は、 住民相互の支え合いの場面において人と人とがかかわるうえで有効に作用する とものと考えられる(図2「公共的相互性によるつながりと誠意によるかかわ りからなる地域の支え合い」)。

誠意がむけられる対象は誠意をむける存在によって定められることとなる。したがって、その誠意は、誰の、誰に対する、どのような場面による誠意かによって異なる。ここにとりあげる誠意は、住民の、住民に対する、地域における支え合いという場面での誠意である。誠意をむける立場の住民とは、近隣住民や友人・知人など自然発生的に成立した関係もあれば、NPO、ボランティアグループなど意図的につくられサポートする関係もあり、また、自治会や町内会、老人クラブや婦人会、青年団、子ども会など公共性のある団体もあれば、

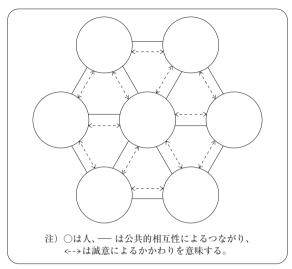


図2 公共的相互性によるつながりと誠意によるかか わりからなる地域の支え合い

趣味の会やママ友といった同じ境遇にある人たちなど私的な組織などもあげられる。ここにあげられるいずれの人たちも住民を支え得る存在であり、地域の社会的資源といえる。

他方、誠意がむけられる立場の住民とは、何らかの支援を必要とする住民である。その支援とは、誠意がむけられる場面としての地域住民の支え合いで展開される支援の内容にあてはめることができる。インフォーマルサポートとしての地域住民によるに支援に専門性を要求することはできず、その内容は日常支援的なものを基本とする。具体的には、声かけ、見守り、身近な相談、緊急時の通報・連絡やその支援、軽易な家事援助、交流活動などがあげられよう。地域包括ケアシステムでこれらの支援内容は「生活支援」という名で設定され、「医療」「介護」「住まい」「介護予防」とともに日常生活圏域のなかに組み入れられている。

専門職ではない住民が、日常生活上の支援を必要とする住民に対して、その 生活を支えるための手段として、あるいは心情や感情の表出を通して情緒的に サポートする誠意には、専門職によるフォーマルサポートとは異なる、誠意を むける者と誠意がむけられる者との距離間が必要となろう。菊池 (2019) は、 地域包括ケアや地域共生社会で想定される地域づくりにむけて住民相互による 支え合う関係性については、密接したものではなく、いわば緩やかなものであ ることの重要性を次のように説いている。

「地域(ムラ)社会の息苦しさや面倒臭さを、戦後、私たちは自覚的に捨て去ってきたのではないでしょうか。そうだとすれば、かつての旧態依然とした地域に立ち返ることは、可能でもなく、望ましくもないように思われます。(中略)全国各地での先進的な実践がめざしている地域づくりとは、『他人事』を『我が事』としてとらえるといったものではなく、地域がさまざまな人によって成り立っているということに、お互いの『顔』が見える距離感で気づきあえる、そして、何かあったときに自然に手を差し伸べることができるといった、もっと緩やかでフワッとした手ざわりのものであるように思えます」<sup>43)</sup>。そして、そのような緩やかでフワッとした手ざわりのあるような関係を構築する手法についても「その際の手法としては、住民に負荷をかけることによってではなく、自発的な取り組みをうながすインセンティブを付与するさまざまな『仕掛け』を用意することによって実現されるべきであるように思われます |<sup>44)</sup>とする。

現代社会の一般的な感覚からして、先にあげた日常生活上の支援の内容を住民が住民に対して提供するうえで、より接近した極めて近い距離間での密接な関係性が求められるものではなく、むしろそのようなものであることは双方にとって負担感を伴うことになりかえなない。さらには、「それは新たな『排除』や『断絶』の契機をはらむものとなりかねない」<sup>45)</sup>とも指摘される。したがって、住民相互による支え合いに通じる人と人とのかかわりに作用する誠意は、踏み込みすぎない一定の距離間をもっての緩やかな関係性においてむけられるものであることを認識する必要があろう。

#### 2. 地域支え合いにおける「誠意」の表出

誠意を構成する性格的要素としてあげられる純粋性、無私性、真摯性<sup>46)</sup> に あてはめながら、住民相互の地域の支え合いの場面において誠意がどのように 表わされることとなるのか考えてみたい。

## (1) 純粋性

嘘偽りのないものであること、真実であるということを表す純粋性は、誠意の根源ともいえる性格的要素であり、古代にさかのぼってこんにちに至るまで一貫して継承されてきた心性といえる。それは単に自己の感情や信念に忠実であるばかりでなく、社会道徳や人間関係に忠実であることを意味する。

一般に、家族や親族でもない、また、友人関係にもない他人の関係において他者からの信頼を得ることは容易なことではない。他人に対しては、騙されたり、ひどい目にあったりするかもしれないという社会的不確実性を否定するだけの確信をもつことができないからである。社会的不確実性が克服され、信頼が得られたとすれば、相手に気を許す状態といえる安心を獲得することもできる。住民の支え合いにおける相互の関係性にも信頼は必要であり、安心が得られるものであることが望まれる。その信頼と安心を得ることを阻害する要因となって強く作用するものが純粋性の否定であろう。嘘偽りがあり、真実性のないかかわりによって信頼と安心を獲得することはできない。純粋性のないかかわりから得られるものは猜疑であり、猜疑心はさらに不信感を与えることとなる。嘘偽りのない、真実をもってのかかわりは、支え合う関係性を築くための基盤となろう。

嘘偽りのない真実性のある純粋性は、約束を守り、決まりを守るという行いに反映されることとなる<sup>47)</sup>。それはフォーマルサポートとしての専門職による援助にあてはめた場合、法令を遵守し、契約に基づくサービスを提供するということに具現化される。他方、住民相互によるインフォーマルな関係における地域での支え合いは特定の法令に基づき行われるものではなく、非制度的・非契約的な取り組みといえる。その取り組みに守るべき約束事や決まりはないのだろうか。

公共的相互性によるつながりをもって地域の支え合いが行われることを想定すれば、支え手となる住民は受け手となる住民に対して倫理的義務を負うこととなる。倫理的義務とは、先述のとおり、法的に規定され拘束されたうえでの義務ではなく、人としての道徳的規範としての倫理的性格をもった義務を意味する。倫理とは、社会生活において人として守るべき道であり、善悪の判断に

おいて普遍的基準となるものである48)。

支え合うかかわりのなかで、お互いに嘘をつかない、約束したことを守ることは人として守るべき道であることはいうまでもない。ただし、ここでいう他者に対して嘘をつかないという誠意の純粋性は、事実ではないことをいってはいけないということよりも、真実ではないことをいってはいけないということが強調される。真実であることは自己に対して嘘がないことであり、自己の気持ちに偽りがないことこそが真実であるとされる。

嘘には事実でないとする嘘と、真実ではないとする嘘があるとされ、人は時として他者に配慮して事実ではない嘘をあえてつくことがある。その嘘は、真実ではないことを真実であるかのように見せかける虚偽ではない。それは、相手を気遣う自己の気持ちに偽りのない真実であるといえよう。新渡戸(1899)<sup>49)</sup> は日本人がつく嘘の意味として、相手を思いやり、人間関係に配慮されたなかで事実とは違う嘘をつくことをあげ、真実ではない嘘との違いを指摘する。

支え手となる者の、支えようとする動機や、支えることそのものに対する意識の純粋性も問われることになろう。支え手となる者の、支えていこうとする動機が道理に外れたものであったり、支え合いの趣旨にそぐわないものであったり、特定の個人的な意図をもつものであったりすることは不純なるものとして受け手に不信感をもたらすこととなるはずである。

#### (2) 無私性

無私性は自らを優先させることなく、他者を思いやり、尊重することを意味する性格的要素といえる。他者を思いやり、他者の立場を尊重するためには、他者を「理解する」ことが必要となる。他者を理解することは「相手の立場にたつ」ことであり、「相手にこころをむける」ことともいえる<sup>50)</sup>。支え合いの関係において支える住民が、支えられる住民のことを理解するためには、「支えられているという人の立場を理解すること」が大切であろう。

住民相互の支え合いにおいて支えるのも支えられているのも同じ住民という 立場に存在するものの、両者の関係がまったく対等であるといえるだろうか。 専門職者である援助者(ワーカー)と援助対象者(クライエント)による援助 関係に同じく、支える住民と支えられている住民との関係にも、そこに非対称性の性格を指摘することができる。法的に権利・義務関係が確定され、制度的・契約的な関係にあるフォーマルサポートに比べて非制度的・非契約的な関係にあるインフォーマルサポートの場合、支援を受ける者の支援を受けることに対する意識は、少なくとも対等な関係に立って権利を主張するようなものではなく、遠慮を伴いながらの「お世話になっている」との気持ちをもつものが一般的であるといえよう。ケアされるという経験には、これまで常に自己否定感が伴ってきたと指摘されている(井上 2007)<sup>51)</sup>。地域の支え合いという無償の取り組みの場合、そのような意識は一層強くなることが想像される。

支援を受ける対価として金銭を支払うことにより、支援をする者と受ける者との関係は対等な関係に近づくことができる。対して無償の場合、対等の関係を遠ざける要因となって作用する。上野(2008)は「財やサービスを受けとるのみで返すことができなければ、与え手は受け手に対して優位に立つ。ケアも債務を発生する。この債務/債務関係を権力に転嫁しないための装置が『権利』の概念であり、『支払い』である。貨幣による支払とは、この債務の『支払い』を意味している。そうでもしない限り、ケアをうける側は、理論的にも実践的にも、構造的弱者の位置に置かれつづける [52] とも指摘する。

契約もなく、法的拘束力もない、自主的で任意の取り組みとしての住民相互による無償の支え合いにおいて、支える住民は、支えられている住民の、支えられている立場に思いを致すことによって、相手に心をむけ、相手に近づくことができるのではないだろうか。それは「相手に関心をもつ」ことであり、関心をもつことによって一人の人間としての他者の存在を意識することができることとなろう。相手に関心をもつこと、そして、その関心をもち続けることは、住民相互の支え合いの基礎をなし、取り組みの継続性に機能することとなるはずである。

他方、関心をもっての行動が、支える者の一方的で独りよがりのものとはならないように留意することも大切であろう。ボランティア活動において活動者による独りよがりの行動がしばしば指摘される(倉田 2000)<sup>53</sup>。相手の立場にたつことをもって関心がむけられなければならないことが、相手の立場を混乱

させ、迷惑なものとなってしまわないよう心がける必要がある。

人と人との関係性は、自分がどういう立場で、相手がどういう立場かをお互いに意識することとなる。立場の違いによって自己が対等であることを意識していたとしても、他者は対等にはなり難い意識をもつことがある。そのことは地域住民相互の支え合いという場での、支える住民と、支えられている住民との関係にもあてはめることができよう。支えられている立場にいるという相手の立場に思いを致し、関心をもち続けることによって誠意の無私性がむけられることとなろう。

#### (3) 真摯性

誠意の真摯性とは、真剣にして熱心に、一生懸命になるさまを意味する。一般に人は人の懸命な姿に好感を抱く。それが他者から自己にむけられるときには、より意識化されることとなろう。他方で、その一生懸命であることが、むけられる他者にとって負担を感じたり、重荷になったり、さらには迷惑になることもある。また、一生懸命である方向性が適切ではない方向にむけられることもある<sup>54)</sup>。真摯性は誠意を構成する性格的要素のなかでも最も主観性を帯び、批判の対象になることもある(相良 1980<sup>55)</sup>、矢部 1988<sup>56)</sup>、金山 1989<sup>57)</sup>)。したがって、どのような場面での、誰が誰に対するどのような関係性においてむけられる真摯性なのか、その場面、その関係性を冷静に見つめることが大切となる。

住民相互による支え合いという場面での誠意の真摯性がむけられる相手は基本的に他人の関係である。ただその関係性に見いだされるものは、本稿の設定においては同じ地域に住み、同じ社会的資源を活用しながら利益を共有する関係のなかで、可能な者が必要とする者に対して自らが有する人的資源を提供するという公共的相互性により結ばれているということである。公共的相互性によるつながりは、単に私的な情感に支えられたものではなく、そこに住む住民の利害に影響するという性質、すなわち、公共性を伴う。

私的な情感を含みながらも公共性を伴う住民の支え合いという場面での当事 者相互の距離間は密接なものではなく、緩やかなものであることが望ましいこ とは先にも述べた。そのような緩やかな距離間による緩やかな関係性は、支え る者、支えられる者双方にとっての負担感を軽減し、支え合いという取り組みの継続性を図ることとなろう。日々の生活を支えるサポートの場合、それが継続されるものであることの意義は大きく、支えられる者にとってのニーズに相応する。

声かけ、見守り、交流、軽易な家事援助など日常生活をサポートする地域の 支え合いの場面で展開される支え手の懸命さが、適切な方向にむけられるもの となっているのか、また、公共性を保ちながら適度の距離間をもってプライバ シーに配慮されたものとなっているのかなど誠意の真摯性は定められた枠のな かで機能することとなろう。

## VI. おわりに

ここにこれまでに述べてきたことを集約し、まとめてみることにしたい。

- ①こんにちにすすめられる社会福祉政策としての地域包括ケアシステムの構築や地域共生社会の実現は、地域住民の主体性に基づく地域づくりをもって展開されることがめざされている。その地域づくりに期待されるものが、人と人とのつながりによる住民相互による支え合いである。現代社会において求められている地域の支え合いは、地域共同体を基盤とした慣習的に形成されたものではなく、主体的、任意的、選択的な社会関係を基盤とする、人為的、意識的に形成されるものといえよう。
- ②地域住民による支え合いは、支え合いそのものを含む概念としてのソーシャルサポートとともに、人に効用をもたらすものとして価値づけられる資源として捉えられるソーシャルキャピタルや関係財としての意味をもつことになる。ソーシャルキャピタルも関係財も、支え合うという効用をもたらす関係性が築かれたレベルで、その財としての価値は高く評価されることとなろう。
- ③支え合うためには人と人との「つながり」が必要になる。つながるためにはつながる人同士に共通した価値が必要となる。地域の支え合いにおいて不特定の人びとの間につながる価値として公共的相互性をあげることができる。公共的相互性によるつながりとは、すべての人びとが同じ人間として同じようなリスクを抱え、弱さを持ちながら同じ地域に住み、同じ社会的資源を活用しな

がら利益を共有する関係にあるなかで、生活上に困っている状態にいる人を、 可能である人が困らないように自らがもつ人的資源を提供するというものであ る。困っている人が資源を受給することによって困らないようにするという目 的を、困っていない人が資源を提供することによって実行可能とする関係性で ある。

④「つながり」は「かかわる」ことによって形成される。つながる関係性を 形成するためのかかわりにおいても、かかわる者の、かかわりにむけた価値が 表出されることとなる。広く人々に受け入れられている価値規範としての誠意 は、住民相互の支え合いの場面において人と人とがかかわるうえで有効に作用 するものと考えられる。地域の支え合いが、住民同士の極めて近い距離間で密 接な関係性もって行われることは双方にとって負担感を伴うことにもなりかね ない。住民相互の支え合いに通じる誠意は、踏み込みすぎない一定の距離間を もって緩やかな関係性においてむけられることが望まれる。

⑤嘘偽りがあり、真実性のないかかわりによって人々の信頼を得ることはできない。誠意を構成する性格的要素としての純粋性は、同要素が表出される嘘偽りのない真実性のあるかかわりを通じて他者に信頼を与えることとなる。純粋性は、約束を守り、決まりを守るという行いに反映される。非制度的・非契約的な取り組みである住民相互による支え合いにおいて守るべき約束事や決まりとは、社会生活において人として守るべき道であり善悪の判断において普遍的基準となる倫理といえよう。公共的相互性によるつながりをもって地域の支え合いが行われるとした場合、支え手となる住民は受け手となる住民に対して倫理的義務を負うことになる。

⑥自らを優先させることなく、他者を思いやり、尊重することを意味する誠意の性格的要素としての無視性は、相手を理解し、相手の立場にたつこと、そして、相手にこころをむけることによって表わされる。支える住民が、支えられる住民のことを理解するためには、支えられているという人の立場を理解することが大切であろう。一般に支援を受ける者は、支援を行う者に対して対等な意識を持ち難い。遠慮を伴い、自己否定感を抱くこともある。地域の支え合いという無償の取り組みの場合、そのような意識は一層強くなることが想像さ

れる。支えられている立場にいるという相手の立場に思いを致し、関心をもち 続けることによって誠意の無私性がむけられることとなる。

⑦真剣にして熱心に一生懸命になるさまを意味する誠意の真摯性が他者にむけられる時、誰が、誰に対する、どのような場面においてむけられるものなのかを認識することが大切である。地域における支え合いの場面で、支え手の住民の、受け手の住民にむけられる真摯性が日常生活をサポートするためのものとして適切な方向にむけられるものとなっているのか、また、公共性を保ちながら適度の距離間をもってプライバシーに配慮されたものとなっているのかなど一定の枠のなかで機能することが求められる。

本稿を含めてこれまでにまとめてきた研究テーマとする「社会福祉と誠意」では、関連する多くの文献を参考としながら社会福祉における誠意とは何かについて理論的な側面から論じてきた。ここに得られた示唆は社会福祉が実践的な側面から検証され、相互に補完されることが求められよう。

## 文 献

- 1) 倉田康路 (2018)「社会福祉と『誠意』(I) ―かかわりの概念としての誠意の含意と諸相―」『西南学院人間科学論集 (第14巻第1号)』西南学院大学学術研究所, 195-216.
- 2) 倉田康路 (2019)「社会福祉と『誠意』(II) 社会福祉の価値規範の視点からのアプローチー」『西南学院人間科学論集 (第14巻第2号)』西南学院大学学術研究所, 69-84.
- 3) 倉田康路 (2019)「社会福祉と『誠意』(Ⅲ) ―福祉経営の視点からのアプローチ―」『西南学院人間科学論集(第15巻第1号)』西南学院大学学術研究所,119-143.
- 4) 倉田康路 (2020)「社会福祉と『誠意』(W) —社会福祉援助の視点から援助関係に焦点をおいて—」『西南学院人間科学論集(第15巻第2号)』西南学院大学学術研究所, 165-196.
- 5) 古川孝順 (2018) 「福祉政策の理念」 『現代社会と福祉 (第4版)』 (新社会福祉士養成 講座編集委員会編) 中央法規, 185.
- 6) 菊池馨実 (2019) 『社会保障再考 一 〈地域〉で支える一』 岩波新書, 104.
- 7) 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部 (2017)「『地域共生社会』の 実現にむけて (当面の改革工程)」.
- 8) 古川孝順(2018)「前掲 5) 181.
- 9) 上野谷加代子 (2015)「ソーシャルサポートネットワークの考え方と位置」『地域複素の理論と方法 (第3版)』(新社会福祉士養成講座編集委員会編)中央法規, 196.

- 10) 上野谷加代子 (2015) 「前掲」9) 197.
- 11) 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部 (2017) 「前掲」7).
- 12) 厚生労働省:生活習慣病予防のための健康情報サイト e ヘルスネット.
- 13) 稲葉昭英 (2013)「インフォーマルケアのケアの構造」『親密性の福祉社会学 ―ケアを織りなす関係―』(庄司洋子編)東京大学出版会,234.
- 14) Antonucci, T. C., Lansford, J. E., & Ajrouch, K, J. (2007) Social support. In G. Fink (Ed.), Encyclopedia of stress (vol.3 2 nd ed ). Academic Press Amsterdam, 539-542 (尾久征三訳 (2009) ソーシャルサポート (社会的支援), ストレス百科事典, 丸善出版, 1819-1822).
- 15) 原田直樹 (2019)「ソーシャルサポート」『現代社会福祉用語辞典 (第2版)』(九州社会福祉研究会編) 学文社, 298.
- 16) 太田 仁 (2005)『たすけを求める心と行動 一援助要請の心理学―』金子書房, 114-117.
- 17) 太田 仁 (2005)『前掲』16) 11-18.
- 18) 上野谷加代子(2015)「前掲」9) 197.
- 19) 山口明穂・和田利政・池田和臣編(2016)「社会資本」『旺文社国語辞典(第 11 版)』 旺文社, 656.
- 20) 佐藤 寛(2002)「ソーシャルキャピタルとは何か」『ソーシャル・キャピタルと国際協力 ―持続する成果を目指して―』国際協力事業団・国際協力総合研修所、4.
- 21) 佐藤 寛 (2002) 「前掲 | 20) 4.
- 22) 筒井淳也 (2007)「ソーシャルキャピタル理論の理論的位置づけ:効率性と公平性の 観点から」『立命館産業社会論集 (第42巻第4号)』立命館大学産業社会学部, 123.
- 23) Putnam, R. (1993) Making Democracy Work: Civic Traditions in Modern Italy, Princeton University Press. (河田潤一訳『哲学する民主主義 一伝統と改革の市民的構造』NTT 出版, 2001).
- 24) 三重野卓 (2010)『福祉政策の社会学 共生システム論への計量分析—』ミネルヴァ書房、165.
- 25) 三重野卓(2010)『前掲』24) 165.
- 26) Arrow, K. (2000) "Observations on Social Capital", in Dasgupta, P. and I. Serageldin, Social Capital: A Multifaceted Perspective, Washington D. C.; The World Bank, 4-5.
- 27) Solow, R. (2000) "Notes on Social Capital and Economic Performance" in Dasgupta, P. and I. Serageldin, Social Capital: A Multifaceted Perspective, Washington D. C.; The World Bank. 6-7.
- 28) Portes, A. and P. Landolt (1996) "The Downside of Social Capital", The American Prospect, No.26, 18-21.
- 29) Gui (2000) "Beyond Transactions: On the Interpersonal Dimension of Economic Reality", Annals of Public and Cooperative Economics, 71(2): 139-169.
- Uhlaner, C. J. (1989) "Relational Goods and Participation: Incorporating Sociability into a Theory of Rational Action", Public Choice, 62: 253-285.
- 31) 友野典男(2013) 「ケアと人間行動」 『ケアとは何だろうか ― 領域の壁を越えて―』

(広井良典編) ミネルヴァ書房、36-37、

- 32) Gui (2000)「前掲 | 29) 139-169.
- 33) 鈴木 純 (2019) 「関係財と社会関係資本」 『国民経済雑誌 (201-4)』, 71.
- 34) 友野典男 (2013) 「前掲 | 31) 37.
- 35) 友野典男 (2013) 「前掲 | 31) 33-51.
- 36) 鈴木 純(2019) 『前掲』 33) 73.
- 37) 山口明穂・和田利政・池田和臣編(2016)『前掲』19) 848.
- 38) 後藤玲子 (2006)「社会的正義と公的扶助 ―公共的相互性の意義を問う―」『社会福祉研究』(第93号) 鉄道弘済会、37.
- 39) 後藤玲子 (2017)「福祉の思想と哲学」『現代社会と福祉 (第4版)』(新社会福祉士養成講座編集委員会編) 中央法規。60.
- 40) 後藤玲子 (2015)「観点としてのリスクと公共的相互性」『立命館言語文化研究』(第26巻4号) 立命館大学国際言語文化研究所, 285-295.
- 41) 後藤玲子 (2017) 「前掲」39) 60-61.
- 42) 岩間伸之 (2012)「予防的支援とインフォーマルサポート」『地域福祉援助をつかむ』 (岩間伸之・原田正樹編) 有斐閣, 128.
- 43) 菊池馨実 (2019) 『前掲』 6) 166-167.
- 44) 菊池馨実 (2019) 『前掲』 6) 175.
- 45) 菊池馨実 (2019) 『前掲』 6) 174.
- 46) 倉田康路 (2018) 「前掲 | 1) 197-199.
- 47) 倉田康路 (2020)「前掲 4) 180-182.
- 48) 倉田康路 (2019) 「前掲 | 3) 131.
- 49) 新渡戸稲造 (1899) 『武士道: BUSIDO The Soul of Japan』 (新渡戸稲造著・山本博文 訳『現代語訳 武士道』 ちくま新書、2016、79-80。)
- 50) 倉田康路 (2020) 「前掲 4) 182-186.
- 51) 井上勝也 (2007) 『歳をとることが本当にわかる 50 の話 ― 老後の心理学―』 中央 法規...
- 52) 上野千鶴子 (2008) 「ケアされるということ ―思想・技法・作法―」 『ケアされる こと』 (上野千鶴子・大熊由紀子・大沢真理・神野直彦・副田義也編) 岩波新書, 6.
- 53) 倉田康路 (2000)「福祉施設利用者のボランティア活動者に対する問題の指摘と要望」『福祉教育・ボランティア学習研究年報 (第5巻1号)』日本福祉教育・ボランティア学習学会。134-155.
- 54) 倉田康路 (2020)「前掲」4) 186-187.
- 55) 相良亨 (1980) 『誠実と日本人』 ぺりかん社、全 215.
- 56) 矢部正秋 (1988)『「誠意」の通じない国』日本経済新聞社,全 193.
- 57) 金山宜夫 (1989) 『国際感覚と日本人』 NHK ブックス, 全 203.